



山本啓介



8月定例月議会一般質問

平成24年9月14日、8月定例月議会において、一般質問で4項目の質問をおこないました。

一般質問（太字・山本県議質問）

はじめに・・・山本県議の思い
狭小性、隔絶性、環海性、これは離島を表現する時によく使われる言葉であり、しまの姿そのものを指す言葉である。当然大きな離島もあり、隔絶性を感じることはない本土と近い離島もある。しかし、環海性、周りを海に囲まれているという事は、まずあり得ない。

長崎県は、行政区域、都道府県、自治体として非常に特殊な地形をしている。当然その姿も地図上では、ほかの都道府県とは明らかに異なる。
少子化、高齢化、雇用不足、担い手不足、経済の低迷など、時の流れの中ですさまざまなことがある。

しかし、今を生きる我々は、これらの問題を一括りにし、その時々現象の詳細な要因を分析せず、漠然と同じものと認識し、さらに狭小性と隔絶性と環海性をあわせ持つ離島においても同じものであるととらえ、自らの地域に当てはめるアプローチしか対策を打ってこなかったのではないだろうか。これは私見である。当然、問題の原因は複合的であり、同時に本県の地域間の関連性は海によって隔てられているので、ほぼその地域ならではの経緯や問題の成り立ち方をしているはずだと私は考える。

このことから、各地域の問題解決には、それぞれの地域の問題の成り立ちをしっかりと目を向け、そこから得られる情報によってつくり込まれる地域ごとの対策が必要であり、より多くの地域の歴史や今に至る経緯などの情報をしっかりと押さえた経験からくる対応が不可欠であると考える。でなければ、有効な手は打てないと考える。

問 離島に住み続けることの意義について考え。

答 知事

離島は、我が国の領土・領海、排他的経済水域の保全等、重要な国家的な役割を担うとともに、豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を未来につなぐ、かけがえない財産であると考ええる。

そして、その役割というのは、そこに人が住み続け、安定した暮らしを送り、経済活動を継続していくことによって、はじめてもたらされるものであると考える。

私は、これまで、「しまの振興なくして長崎県の発展はない」との考え方のもと、離島振興を県の最重要課題の一つとして掲げ、「しまは日本の宝」戦略を策定し、その推進に力を注いでいるところである。

今度とも、さまざま施策の推進を通して、離島の基幹産業である第1次産業の振興やしまの地域資源を活用したまちづくりはもとより、医療環境の充実など、しまに安心して住み続けることができるような施策の推進に全力を注いでいきたいと考える。

1、離島医療について

考察

① 離島の周産期医療について

人口減少のいわば真逆にある出産にかかわる環境について、不安や障害があるという事は、人口減少に歯止めを掲げる政治において、非常に矛盾と欠陥が感じられることである。

それらのことを取り除くことで、すべからず人口増へと転じていくほど単純なものではないが、いざ出産をした時、その要因は日々の暮らしに大きな影響を与える。

離島は、しま一つで医療圏を構成することができない現状があります。物理的に無理なものは無理であるという受け止めは、当然しまに暮らしやすさとしてあるので、あらゆる現実を受け止め、何とかするのです。

しかし、これから島で暮らしていくという人々、島に嫁いで来られた方々にとっては、足元にある本土等を隔てる海は、いろんな現実をその身に突きつけると思う。

いろいろな支援や市町の取組があるのかもしれないが、妊娠して、出産して、その後の流れはどうなっているのか、その時どのような支援があるのか、結局、当事者にならなければ何もわからないことは確かである。そうなる前に、いろいろ知るだけの広報がなされているのかわからない。

問 ① 離島における周産期医療の現状と課題についての認識

答 福祉保健部長

県では、高度な周産期医療を行う周産期母子医療センターと、各地域で健診や正常分娩を取扱う産科病院、診療所等との連携による周産期医療体制を構築している。

離島においては、五島、上五島、吉岐及び対馬地域に、必要な医療機器が整備されたうちの病院と一つの診療所があり、各地域とも複数の産科医を擁し、健診や正常分娩に加え、帝王切開手術など、一定程度の周産期医療に対応可能な病院が少なくとも一つは整備されている。

ただ、切迫早産などの重篤な患者については、ドクターヘリや県の防災ヘリ、海上自衛隊ヘリにより、本土の周産期母子医療センターへ搬送

することになっており、離島においても周産期における医療体制は一定確立されているものと認識をしている。

なお、この体制を支える産科医師については、現在、県養成医の配置や大学医局からの派遣、また、しまの医療スタッフネットワーク事業による長崎医療センターからの支援により確保されているが、この体制を安定的に維持していくことが離島の周産期医療の課題であると考えている。

問 通常、その状態が常に維持されている、保たれているという確認を、期間を切って、または1年ごとでも、通常の確認として行われているのか

答 福祉保健部長

特に、こういった地域の病院と、核となる周産期医療センターとの連携の状況については、病院間における確認は常に行われていると理解している。

問 もっと県がしっかりと踏み込んだ確認とか、離島の今の状況を調査するとか、そういったものは行われていないのか

答 福祉保健部長

例えば、各地域における医療の状況等については、地域の中での医療対策協議会といったものもある。

その中で、各地域における医療課題が何かという点については、周産期の問題、ほかの救急の部分も含めて、各地域ごとの課題や、現時点でとり得る最大の方策、施策はどうであるか、また、それを支える人材の確保対策、決して100%の安全・安心が提供できているわけではない。現時点でできる最大の方策は何かということとは、関係者を含めた中で課題も整理し、今後取り進む方向についても協議がされてきているものと理解している。

問 ② 周産期や産科医療に限らず、医療全般において、島外における医療を受ける際の生活支援について。

答 福祉保健部長

医療全般ではないが、出産にかかる支援事業として、居住地に産科医療機関がない離島地域の妊婦に対して、出産に備えた本土への交通費や宿泊費、妊婦健診にかかる交通費、緊急輸送にかかる輸送費などに県と市町で補助を行っている。

また、一部の市町では、周産期に限らず、島外通院費に対する助成を実施している。

そのほか、県では、離島から多数の患者をへり搬送で受け入れている長崎医療センターに隣接して、離島救急患者家族宿泊所、通称「しまのファミリーハウス」を整備し、付き添い家族の滞在支援を行っている。

また、島外医療機関への入院・通院の際の本人、家族に対する交通・滞在支援をどのように充実していくについては、今般、離島振興法改正により、離島活性化交付金が創設をされて

いるので、対象事業となるよう国に要請をいたしてあり、対象事業となった場合には、その活用を市町に働きかけていきたいと考える。

問②二次離島の医療体制の現状について。

答福祉保健部長

県の離島振興法指定の有人離島は51島で、福江島、中通島、吉岐島及び対馬島と、これらの島と架橋されている13島及び自衛隊以外入植できない2島を除くと32島ということになる。

二次離島というはつきりした定義はないが、この32島の医療体制について、この32島のうち企業団病院があるしまが1島、市常駐の市・町立診療所があるしまが11島、この12島では、日常の診療体制は一定確保されている。

残りの20島については、7島には診療所があるが、週数回の出張診療であり、そのほかの13島には、医療機関がない。

したがって、5市11島に所在しているこの20島の住民の方々は、島の医療機関で受診が必要であり、定期船や漁船で通院をされている現状である。

なお、二次離島の緊急時の患者搬送については、定期船、海上タクシー、瀬渡し船などで対応し、重篤な場合にはドクターヘリ、県の防災ヘリ、自衛隊ヘリが出勤してカバーをしている。

考察

二次離島医療について

原則は、市町村の担うべき内容であるが、台風などでヘリコプターが飛ばない、船が出ない、孤立してしまったり、そのような時はどうするか。

これまで住み続けてきたのだから、これから住み続けていきたい。そして、それは二次離島に限らず、人が住み続けることに意義があるのです。

物理的に不可能な状態を大丈夫な状態へ近づけていく方法を探る、この作業にももう少し県が深くかかわりを持つ必要があると考えています。それを「振興」とか、「安心・安全な暮らしの構築」などと呼ぶのだと私は思っている。

この環境に暮らす方々は、日頃よりハードルを上げた対応が求められる。

問②日々の健診や危険の回避、そして救急輸送の確認、場所、方法など、そのあたりの認識について。

離島と本土、双方に患者と医者がいながらも対応できる情報通信整備や、離島における心電処置に対応できる人材の育成・確保などの取組などの考え、さらには、二次離島は特に天候等に左右されるという現状を県下の医療について考える場合、どのような認識、とりえか。

答福祉保健部長

病気の予防や、あるいは早期発見、早期治療のための特定健診やがん検診等の受診率の向上にも努め、医療機関のない離島において、特に、住民にも意識を持っていただくことが他地域以上に重要なことであると認識している。

そうした中で、救急搬送について、今、各島で海上タクシーや漁船などによる対応が確立されているが、その中でも、ドクターヘリ、県防災ヘリ、自衛隊ヘリの救急体制等についても消防機関等を通じて周知に遺漏のないように、なお努めていきたい。

さらに、離島の患者と本土の医師との間で情報通信機器を活用した遠隔医療については、距離的・時間的課題を解消するための有用な方法であると認識している。

しかし、現状では、初診や急性期を除く高血圧等の慢性期疾患に限られ、また、設備整備のみならず、本土側の診療体制、離島における看護師等の診療介助体制など、解決すべき課題もなお多くあるため、実施に向けた体制については、地元や医療関係者の意見を聞きたいと考えている。

さらに、二次離島の医療体制整備について、診療所の設置・運営や住民への啓発活動などは市町で取り組んでいただき、県としては、診療所への常勤医師の派遣あっせんや代診医の派遣などの医師確保及び診療所への施設整備補助などの財政的支援、並びに医療関係者との連絡調整といったことに努めていきたい。

今後とも、市町と連携を取って、二次離島の医療体制整備に取り組む。

問離島医療体制をどう整備していくのかということに当たって、調査、現状把握について

答福祉保健部長

離島の市町、または各医療機関、患者さん、そういった各場面における現状課題というのを把握するためのいろんな意見交換等もしっかりやりながら、一歩でも前に進めるような対応に努力をしていきたい。

2. 離島における公立高校のあり方について

問①本県の離島における高校の状況と特色ある学科などの考えについて

答教育長

昨今の少子化に伴い、長期にわたる中学生卒業者数の減少を受け、公立高等学校の全日制課程の募集定員を見ると、平成元年の1万8408名をピークに、現在では、その約半数にまで減少している。

特に、近年では離島・半島部における減少割合が大きくなってきている。こうした状況を踏まえ、長崎県立高等学校改革基本方針に基づき、全県的な学校、学科の適正配置を進めてきた。

この中で、基本的にしま地区の高校では、希望が多い普通科や商業科を基軸に据え、他の専門学科を希望する生徒に対しては、本土部の専門学科高校に寄宿舎を設置し、質の高い資格の取得や進路実現を図るための教育環境を整備してきた。

また一方で、しまの持つ教育資源を、県内外の島外からの子どもたちに学習や人間形成の場

として提供するために、平成15年度から、本県独自の取組として、離島留学制度を導入した。対馬、吉岐、五島の各高等学校にそれぞれ国際文化交流コース、東アジア歴史・中国語コース、スポーツコースを設けて、積極的な目的意識を持った生徒が集う学校づくりを行い、教育活動の一層の活性化と地域活力の高揚を図るために、地元市と一体となって特色ある取組を推進してきた。

考察

離島における公立高校の役割

例えば、私の地元吉岐市では、吉岐高校と吉岐商業高校という2校があり、東アジア歴史・中国語コースも含む、普通科と、また商業高校の方には商業科と情報処理科がある。しかしながら、これらの学校からも進学、就職をしている。

吉岐高校の全校生徒は、現在562人、吉岐商業高校が309人。約20年くらい前は、平成3年前後は、吉岐高校が1131人、吉岐商業高校が652人、約20年で912人、1000人近くもの数が減っている。

県は、県立高等学校の教育改革の推進を掲げ、国際化、情報化の進展など、急速な社会の変化や少子化による生徒数の長期的な減少など、県立高等学校が直面している諸課題に対応するとともに、21世紀を切り開き、本県の将来を築く人づくりを行う高等学校づくりを推進する目標をつたっている。

また、平成23年8月策定の教育改革第6次実施計画においては、離島について、通信制高等学校におけるしま地区での面接指導の充実や、インターネットを活用したスクーリングを行うこととして、しま地区での通信教育の充実を図る取組もある。

さらには、社会の変化や国際化に対応した教育の推進を掲げ、グローバル社会に通用する学びを受けられる環境整備に力を入れている。

県下でもいろいろな学習環境があり、今の時代に即応する人材の育成、そして、特に国際化、情報化などの社会の変化に対応し、本県の将来を築く人づくりを高校で行うんだと、県立高校の位置づけ、役割としてそのように進めていると認識している。

生徒が求める環境と、その環境において今の時代を生き抜く上での必要な感性というものを育て育んでいく。そこ一つ、地域における独自性というものを何とか絡めていけないものかと、今回の私の質問の趣旨である。

明日のしまの担い手としてのしまの問題を解決できる人材の育成、また、しまだからこそ、そこをフィールドに展開できる専門性の高い学科など、「地域を学ぶ」、「地域に学ぶ」、「地域で学ぶ」と、当然それぞれ違いますが、卒業後の進路が幾つかに分かれようとも、また、将来的にしまに残る、戻る、そつではないと、選択は様々ですが、就職に向けて高校生への職業意識を特色ある学科やコース、教科等によって、離島にいる時に離島で持つてもらったことが必要であると考える。

問① 離島における活性化の取組において、高等学校の新しい役割が生まれることを考えるが、高校生の職業意識の形成について必要であるかどうか、その認識を考えよ。

答 教育長

職業意識の形成に向けて、生徒をこのように教育するかは、しま地区のみならず、県全体の課題でもある。

しかしながら、しま地区においては、生徒数の減少により、今後とも高校の小規模化が進むものと予想され、既存の専門学科の変更や新たな学科を設置することはなかなか難しい。

そのため、しま地区の学校は、求められる地域人材の育成に向け、地域の特性に着目し、地域に根差したキャリア教育をより一層推進していく必要がある。

考察

高校による地域産業活性化のアプローチ
 先の就職を考える生徒は専門性の高い進路を選択し、高校卒業後、それらについて学んでいくが、地元にいる時に、目の前にそれらの環境がある時に学問として触れることの意味は重いと私は考える。

離島ならば、流通や地域で取り組むビジネス、観光業など、離島発信ではあるが、生産だけにとどまらない視点が、これからの人材には不可欠となる。

少ない予算で大きな成果を得ることが重要な長崎県において、離島では、しまの中にあるすべての資源を再認識、再評価し、要素としては区別しても、その強みや影響は連動しながら離島の発展につなげていくことが重要であると考える。

しまへのみの連携によって発展を遂げようとする時、高等学校についても、人材育成に加えて、その存在自体にさらなる役割を見出していくことも必要ではないか。

また、離島において、学校の機能と教育水準の維持を果たしながら魅力ある学校づくりを進めていくには、しまならではの地域性を十分に教育の現場に取り込んだ展開が有効であると考ええる。

それは、離島の特性を活かした産業の展開や資源の獲得など、今後の県勢浮揚において欠かすことのできない取組に若い人材の目を向けさせることも重要であると考えざるを得ない。

問② 高校における地域産業の活性化へのアプローチについて、その必要性についての認識

答 教育長

将来的な地域産業活性化に向けて、しま地区の高校が果たす役割は、大変大きい。

地域の中核である第1次産業の営みを、単に生産だけではなく、加工、流通、販売を含めた経営的な視点から学ぶこと、体験を通じてはなな、学問として専門的な学びに結びつけて学習させることは重要だと認識している。

そのため、既設の専門学科において、しまが持つ特有の資源を活用した就業体験の充実や、

しまの産業等を題材に学校独自の科目の設定など、教育課程の工夫を検討し、地域産業における現状や課題を学ぶことによって郷土の魅力を再発見し、地域振興に役立つ人材にこれからも一層努めていきたい。

問③ 高校による地域産業活性化のアプローチ

先日の教育長の答弁の中に、「それぞれの高校の取組については、それぞれの高校の校長先生を中心とした学校の改革とか、そういったことになるんです」という答弁があったが、校長先生の任期は、その学校に長くというわけでもないが、校長先生一人がその限られた時に、そういった取組が果たしてどうなのか。

そのことからすれば、離島ならではの教育、また、職業意識については、1次産業については経営という感覚から、または、体験にとどまらない学問としてのアプローチの仕方、そういったものが離島の高校の現場ではじまるのはいつからなのかと認識すればよいのか。今やっているからそれを拡充するのか、今年は無理でも来年、来年は無理でも再来年には行われるのか。校長先生だけにとどまらず、県が乗り出して、教育長が乗り出してどうしますということがあるのか。

答 教育長

確かに校長先生は任期が来ればしまを去ることになるが、任期中は高校の特色、魅力づくりについて一生懸命地域の皆さんのお話を聞きながら考えており、我々も校長の話も当然だが、地域の皆さんの意向等も踏まえながら、一緒によりよい学校づくりというのを考えていきたい。

取組については、既に一部の高校で、学校が独自に科目を設定して取組を行っているような例があるので、そういった例も含めて、吉岐の高校の中で実践できないか、こういったことも各学校の方ともよく協議していきたい。実現できるものは早急に実現できるようにする。

いずれにしても、吉岐に限らず離島の1次産業については、60代、70代の皆さんが産業を支えているという実態、若年層が非常に少ないという実態を見ると、いかに後継者を育てるかというのも高校教育の一つの役割だろうと思っ

3. 地域産業の活性化について

① 地域商店街の活性化についての考え。

県は多くの市町の集合体であり、それぞれの市町は多くのまちの集合体である。

この前提からいえば、県が一いついつのまちへつうりに全力を尽くすというよりは、県下の振興の方法の一つとしてある。

特に、長崎県は、離島・半島が多々、それぞれの現状に至る経緯、問題・課題の成り立ちも大きく異なり、また、他地区等の影響を受けにくい環境にある。

そのことから、一いついつの地域に県がしっかりと目を向け、その手法等についても深く

関与していくことが重要であると考ええる。まちづくりを考えた時、商店街、そして商店があげられる。その地域やまちのこれまでの中核をなしてきたのは、商店街の商店の人々であると思

います。いろいろな祭りがあったり、いろいろなイベントがあったり、またはそのまちの歴史の大きな分岐点であったり、まちの形を大きく変えるさまざまな行政の取組など、それらの判断に大きな影響を与えてきたのは商店の皆さんであると思

います。いわばそのまちの歴史の主流であり、本流であると感じています。それは、それだけの力があるということであり、それだけ歴史を知り、その町々を取り仕切ってきたという誇りと、まちのことに尽力してきたことで地域の信頼を得てきたのだからこそ、そうであると思います。

今、その主流であり、本流である商店が、本来の姿からは大きくかけ離れた状況に陥ってしまっています。地形的にも、また地域のまとまりや関係性がしっかりとある地域が多い長崎県だからこそ、県勢浮揚のため一いついつの地域のまちづくりに県が積極的に関与していく必要がある。

当然原則として、住民に密着する産業のある方については市町が中心に考えるべきことであると思います。そして、市町も多くの取組を展開している現状も確認している。

問④ 県の地域産業の活性化の取組について、どのような状況を成果としてとらえてきたのか。

答 産業労働部長

地域商業の振興については、長崎県産業振興ビジョンに基づき、商店街の活性化や商業環境の変化への対応を進めている。

具体的には、市町が商店街や商工団体、地域住民などによる議論を経て、「市町まちなか活性化基本計画」を策定された場合には、アーケードや共同駐車場の整備、空き店舗への魅力ある店舗の誘致や交流施設の整備といった商店街自体の機能強化に加え、まちなか居住の推進、公共施設の整備、公共交通の利便性向上など、まちづくりの総合的な取組に対し、まちなか活性化推進事業補助金により、関係部局が連携して支援を行っている。

また、成果のとらえ方は、例えばこのまちなか活性化推進事業補助金でアーケード改修事業を実施した場合には、改修後の通行量、ポイントカード導入事業を実施した場合には、そのポイントカードの登録人数などを成果指標とし、市町自らが設定した数値目標を達成した場合に成果としてとらえている。

地域産業の活性化についての思い

多くの商店街が、シャッター通りとか、寂しい状況というのはよく見る風景です。

私は、県の深い関与が必要と考えます。市町自らがどうしても支援をやるやり方が、少々限界にきているのではないかと。それは有効な手であるか。それは効果が出ているかどうか。そ

の「いついつを見た時に、本当にすばらしい支援でならば、県も最後まで、その支援にかけられる腰を入れて最後まで見ていく、そういった取組が必要だと考える。

例えばインフラ面も含めた対応、機能を集約して再生する視点も入れた対応を積極的に取り入れ、持続性のある、そしてしっかりと立ち直る、継続性のある支援のあり方を検討すべきである。

商店街の振興は、福祉や教育、または雇用や少子化、高齢化など、そのまちを含む地域の課題と同じように並ぶのではなくて、それらの解決のためにしっかりと下から押し上げる核の部分に位置づけられるもの。つまり、商店街の課題をしっかりとクリアしていくことが、まちづくりという観点から核の部分なんだと私は思っている。

だからこの地域の底力となる商店街の活性化については、やはり積極的に深い県の関与、そしてその地域ならではのきめ細やかな分析、対策を全県下の情報を持つ県が行っていく必要性を感じているがどうか。

また、現在の厳しい状況下においても、多くの雇用を担い、地域にしっかりとその責務を果たしている商店や事業所もある。その地に腰を下ろし、歯を食いしばり努力する商店や事業所の頑張りを次につなげていくために、商店街を核とした地域活力の再生に向けた人材の育成に取り組む必要があるのではないかと。

問②より積極的な県の関与についての県の考えは。当然それぞれの地域に県が入り込んで取り組むということに限界があり、市町の詳細な目標を県が共有するということとは、行政の仕組み上、また、合理性からも困難であると思う。県下の速やかな均衡ある発展には、選択と集中は欠かせない要素であると認識している。しかしながら、情報の共有や人材の交流など、連携という形でより深い関与ということが実現できると考えるが、どうか。

答産業労働部長

やはり商店街はその町々の中心でございますが、人々が集い、人々が楽しみ、人々が癒しを受けるところということで受け止め、商店街の振興が地域の活性化につながっていくということに受け止めている。

また、より積極的な県の関与については、県では、地域の商店街が抱えている課題をしっかりと把握するために、商店街の活性化に対する積極的な取組を地域に促していくために、平成22年度から毎年度、全市町を訪問し、地元市町をはじめ、商店街や商工団体、自治会の皆さんなど一堂に会して、意見交換会を行っている。

こうした意見交換の中で、大型店の郊外立地や販売手段の多様化による商店街の衰退や、商店街活動を牽引する店主の高齢化の問題、後継者が不在であるというような問題、また、買い物弱者の問題など、さまざまな課題を抽出し、一緒に議論をし、アドバイスを行っている。

また、県からは、各種支援施策の紹介や、先

進事例などの情報提供を行い、支援の前提となる「市町まちなか活性化基本計画」の策定に向けた働きかけなども行っている。

県としては、今後とも、地元市町と情報を共有しながら連携を深め、商店街活性化に向けた取組の掘り起こしや機運の醸成などに積極的に関与をしていきたい。

○山本

その中で、まちなか活性化基本計画等々で、既にそれらについての成果が上がっている中で、その取組をしていない市町があることも現実だが、これはなぜ手が挙がらないのか。もちろんそれは県から促しているわけだから、市町もやはり限りのということになるが、やはり県が強く積極的に深く関与することからすれば、積極的に促していただきたい、そのような思いがある。積極的にそのほかの地域についても取り組んでいただきたいが、そのことができるのかどうか。または、そのことをした場合は、全地区それぞれが地域が挙がってきて、同時進行で県としては行っていいけるのか、その事業を展開していいけるのか。

○産業労働部長

このまちなか活性化基本計画は、現在、県内で15地区が計画を策定しており、その計画に基づいて補助制度で支援をしている。

長崎県総合計画では、この基本計画を策定する地区を30箇所にしていきたくて考え、おり、平成23年度末まで14箇所だったものが、本年度1地区増え15箇所になったという状況。

あと3年ほどあるので、しっかりと働きかけをして、総合計画に記載している目標を達成していきたい。

また、補助制度については、現時点でも何とか枠内でおさまっている、その他の地域についても積極的に基本計画を策定され、この制度を活用していただき商店街の活性化につながっていただきたい。

4. 長崎版EMECについて

問①漁業との調和ある海洋再生化エネルギーについて。(今回、補正に上がった内容の質問) これから地球規模で物事を考えていく時に、再生可能エネルギーや物流など、本県が持つ海洋性、そして離島という環境がより一層活用されるという時代に生きていくと考える。誘致というところで、この取組について、長崎県の強みとは一体何か。また、漁業との調和とはどのような点に言及したものが。

答産業労働部長

この実証フィールドの誘致にかかわる長崎県の強みとしては、まず、本県は全国有数の海岸線の長さや広大な海域を有し、離島や半島からなる変化に飛んだ地形は、各種の海洋エネルギーの可能性を持っている。

また、五島市においては、全国初となる浮体式の洋上風力発電の実証が既に行われており、全国から注目を集めている。これも本県の強みである。

さらには、造船関連で培われた技術は、今後、海洋エネルギー分野にも活かせる技術である。それから、漁業との調和という関係ですが、まず、実証フィールドの設定は、海域の新たな利用形態となることから、漁業者等、既存の海域利用者との調整が必要となる。漁業と共存できる実証区域の選定はもとより、漁場育成の視点を持った実験設備の整備、設備メンテナンスや海域調査等での地元の仕事の創出、冷蔵庫など、漁業関連設備での海洋エネルギー電気の利用など、地域振興につながるプランとなるよう市町と連携しながら、漁業者や地元の方々とともに検討を進めることにより、漁業と調和した長崎型の実証フィールドにしていきたい。

問②実際どのような場所であれば対象になるのか。また、その数はどれほどのか。

そして、国の取組とは別に、県独自で取り組んでいくという可能性なども、この取組については含めてあるのか。この事業を通じて、県としてどういう姿を目指しているのかということ。やはり、今お話があった、単に国の実証フィールドを誘致するだけでなく、離島の漁業者や民間団体の皆さんの既存の取組などが再評価、再認識されたり、漁業の振興や大学や研究所などと連携した研究拠点化など、交流人口の増や居住者の獲得などの地域の課題解決にも寄与するよう取り組んでいくべきと考える。そのようなことも含めて、最後に取組の中にも含まれるであろう地域のための可能性について

答産業労働部長

まず、国の実証フィールドの具体的な要件は、まだ示されていないが、基本的には波力、潮流、洋上風力、海洋温度差などの海洋エネルギーについて有利な自然条件を備えていることや、漁業者等、他の海域利用者との調整が整っていることなどが必要となってくる。

最終的に何箇所が選定されるか、明らかにされていないが、全国公募により、限られた地域が選定される見通しであり、平成25年度に最初の場所選定が行われ、平成26年度以降も必要に応じて選定される。

それから、県独自で取り組んでいく可能性として、この実証フィールドが国に選定されることにより、海底送電ケーブルや変電施設、気象や海象の観測装置など、多額の財源を要する施設が国主導で整備されることとなりますので、本県としては、国の実証フィールドの誘致に向けて全力を挙げて取り組みたい。

漁業と調和する長崎型の実証フィールドを実現し、漁業や地域振興、産業振興などにつなげていくということでは、本県の姿を考えている。

また、さらに先進事例であるイギリス北部のオークニー諸島では、欧州海洋エネルギーセンター、いわゆるEMECの実証フィールドの設置により、施設の運営スタッフ等、12の企業が既にオークニーに進出しているなど、人口の増加、研究者や視察者による交流人口の拡大などの効果が生まれているということで、地域振興にも結びついていると聞いている。